

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	浅口市 332160
地域名 (地域内農業集落名)	寄島地域 (寄島地区、柴木地区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	135 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	60 ha
② 田の面積	33 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	27 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

寄島地域は市内南部、海岸沿いに位置し、農用地区域内の農用地等は60.3haで、そのうち田が33.3ha、畑が27.0haを占める。一部では、農地の団地化が見られるが、田畑ともに基盤整備が行われておらず、狭小な田は棚田となっており、農地の荒廃が進んでいる。畑は傾斜の大きな山腹にあり、畑地かんがいにより用水を確保し、以前はみかんを多く生産していたが、現在は農地の荒廃が進んでいる。農道整備等により機械化を図るとともに果樹類等の産地化を推進し、生産農家を増やすことで荒廃農地の発生を防いでいく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

棚田が多く、畑は山間谷間の急傾斜地や山腹にあり、畑地かんがい事業により農業用水の確保はできているが、人口減少や高齢化による担い手不足等に伴い農地の荒廃が特に進んでいる。今後は、必要に応じてほ場及び農道等の整備を行うとともに、新規就農者の確保等による、レモンなど新たな作物の作付け等により、既存農地の有効活用を展開していく。また、老朽化した畑地かんがい施設については、ストックマネジメント事業により戦略的に保全対策を講じ、生産性の向上や荒廃農地の発生防止と解消を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農業法人等)への農地の集積・集約化を基本とする。また、農業を担う者へも効率的な農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	7	%	将来の目標とする集積率
			8 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構に貸し付けることとし、担い手の経営意向を踏まえ、団地面積の拡大を図っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
農地中間管理機構を活用することで耕作放棄地の増加を防ぐとともに、集落の中核となる担い手に対し、効率的な農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
集落の担い手の高齢化が進んでおり、今後、経営規模を縮小または離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農地の所有者の意向を踏まえた上で、農地中間管理機構に貸し付け、その農地を新たな担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組
集落の意向、担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
コンパクトな地域であることを活かし、兼業で農業を行うことも可能であることをPRして、市やJAと連携。地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
農道、水路等管理に係る除草作業など、効率化が期待される作業は市内事業者への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ等の被害が拡大しないよう防護柵の設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、寄島町猟友会と連携し、速やかに対応できる体制を構築する。
- ③ドローンなどの先端技術を活用を進め、農業経営の省力化、効率化、安定化を目指す。
- ⑤レモン作付け面積の拡大を行い、特産品化を目指す。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	A	果樹類	0.51 ha	ha	果樹類	0.51 ha	ha	A	
利用者	B	果樹類	0.14 ha	ha	果樹類	0.14 ha	ha	B	
利用者	C	果樹類	0.72 ha	ha	果樹類	0.72 ha	ha	C	
利用者	D	果樹類	0.31 ha	ha	果樹類	0.31 ha	ha	D	
利用者	E	果樹類	0.28 ha	ha	果樹類	0.28 ha	ha	E	
利用者	F	果樹類	0.34 ha	ha	果樹類	0.34 ha	ha	F	
利用者	G	果樹類	0.12 ha	ha	果樹類	0.12 ha	ha	G	
利用者	H	果樹類	0.46 ha	ha	果樹類	0.46 ha	ha	H	
利用者	I	果樹類	0.37 ha	ha	果樹類	0.37 ha	ha	I	
利用者	J	果樹類	0.12 ha	ha	果樹類	0.12 ha	ha	J	
利用者	K	果樹類	1.05 ha	ha	果樹類	1.05 ha	ha	K	
	今後検討		55.84 ha	ha		55.84 ha	ha		
計	11経営体		60.26 ha	0 ha		60.26 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

寄島町

